

( そ の 他 )

・ 特定債権法の見直し	124
・ ノンバンクの貸金債権譲渡時における債務者への通知要件の緩和	125
・ 「前払式証票の規制等に関する法律」のバーチャル分野への適用	126
・ 資産の流動化に際しての信託宣言の許容	127
・ 金融先物取引業について許可更新手続を廃止もしくは簡素化	128
・ 金融先物取引業に係る役員等の変更届時の提出書類の簡素化	129
・ 顧客に対する契約締結前の書面の交付について	130
・ 受託取引成立時に交付する書面(取引報告書)の記載事項について	131
・ 許可申請書(又は変更届書)に添付する「役員等の履歴書」の記載事項について	132
・ 非接触型ICカードの券面表示方法の弾力化等	133
・ 貸金業規制法第17条・第18条により交付すべき書面の電子的手段による代替	134
・ SPCの資産流動化業務開始届出時の添付書類の省略	135
・ 出資法第1条の撤廃及び第2条の改廃	136
・ 「金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律」の廃止	137
・ 任意に支払った場合のみなし弁済規定の適用要件の緩和	138
・ 特定目的会社の借入先制限の緩和	139
・ 商品ファンドに係る規制撤廃・緩和	140
・ 他の貸金業者の利用者を対象とした広告の規制	141
・ 不動産特定共同事業契約締結に係る説明義務の撤廃	142
・ 法人向けに貸付けに係る貸金業規制の撤廃(リース会社が兼業する貸金業に係る規制撤廃等)	143
・ 金融機関の記録保管及び報告の交付、申請、通知についても電子的手段を認める	144
・ 発行保証金として供託した有価証券の差し替え要件の緩和	145
・ 前払式証票発行者の登録申請書等の記載事項および添付書類の整理と簡素化	146

分野	その他	意見・要望提出者	都銀壘話会、関西経済連合会、リース事業協会、オリックス	
項目	特定債権法の見直し			
意見・要望等の内容	(1)特債法の廃止 (2)当面特債法が残る場合、以下の規制撤廃・緩和 <ul style="list-style-type: none"> <li>・最低販売単位の撤廃又は最低限度の引下げ</li> <li>・指定格付機関で一定以上の格付けを取得した場合における特債法第4条の適用除外</li> <li>・特定債権等譲受業者の余裕金の運用規制の緩和</li> <li>・特定債権等譲受業者の行為規制（借入の制限）の緩和</li> <li>・ABS・ABCP発行に関する規制の緩和</li> <li>・特定債権を特定債権等譲受業者から特定事業者へ（再）譲渡する際の公告による対抗要件の具備</li> <li>・報告義務の緩和</li> </ul>			
関係法令	特定債権等に係る事業の規制に関する法律 等	共管	経済産業省	
制度の概要	・特定債権法は、投資家保護の観点から最低販売単位、余裕金の運用方法など、スキームの組成方法を規定している。			
計画等における規制の状況	規制改革推進3か年計画（改定） 【 2（3）オ 】 特定債権等に係る事業の規制に関する法律の見直し 特定債権等に係る事業の規制に関する法律について、投資家保護の観点も踏まえつつ、その必要性、在り方について引き続き検討する。			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	〔 措置済 措置予定 〕	〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 〕		
	(実施(予定)時期： )			
(説明)	平成14年度中に検討の上、可能なものについて実施する。			
担当局課室名	総務企画局信用課、監督局銀行第二課金融会社室			

分野	その他	意見・要望提出者	都銀懇話会、農林中央金庫、関西経済連合会、オリックス	
項目	ノンバンクの貸金債権譲渡時における債務者への通知要件の緩和			
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸金業者の貸付債権を流動化しようとする場合、特に大量の件数の債権の譲渡を繰り返し行うこととなると、本件規制による通知を行うことはコスト・業務の負担が極めて大きく、他の債権の流動化の場合と比較して条件が著しく不利なものとなっており、貸付債権の流動化の大きな障害となっている。</li> <li>債務者保護に適切な配慮がなされている場合において、貸金業による貸金債権譲渡時における債権譲受人の債務者への通知を不要とする扱い</li> </ul>			
関係法令	貸金業の規制等に関する法律第24条第2項	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸金業法第24条第2項は、貸金債権の譲渡時に債権譲受人に対して同法第17条の規定を準用し、当該債権の債務者に対して契約内容を明らかにする書面を交付しなければならないと規定している。</li> </ul>			
計画等における規制の状況	規制改革推進3か年計画（改定） 【 9（10）】【 2（3）オ 】 貸金業に係る規制に関する実態調査の実施 貸金業に係る規制については、個人と法人、例えば上場企業を同一に扱う必要性、貸金業者が交付する書面の電子化の実現可能性、流動化の際における通知義務の緩和の可能性、等について、実態調査を行う。			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期： )			
(説明)	<p>本規定（第24条第2項で準用する第17条）は、債権譲渡により債務者等の関知しないところで債権者の変更が行われ、請求時に突然、その事実が債務者等に示されるということでは債務者等の保護に十分ではないと考えられるため、債権の移転時に債務者等も直ちにその事実を了知できるよう、譲受人に債務者等への通知を義務付けているものである。</p> <p>従って、債務者の利益の保護を図る法の趣旨に鑑みれば、本規定を撤廃することは困難である。</p> <p>また、本規定は、いわゆるみなし弁済の要件となっている（第43条）ことにも留意する必要がある。</p> <p>なお、規制緩和推進3か年計画（改定）に基づき、貸金業に係る規制に関する実態調査を平成14年度中に実施する予定である。</p>			
担当局課室名	総務企画局信用課			

分野	その他	意見・要望提出者	都銀懇話会
項目	「前払式証票の規制等に関する法律」のバーチャル分野への適用		
意見・要望等の内容	・有体物を使用しないプリペイド事業について「前払式証票の規制等に関する法律」の対象とする取扱い		
関係法令	前払式証票の規制等に関する法律第2条	共管	なし
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プリペイドカードの発行に関して規定した「前払式証票の規制等に関する法律」では、現状、規制の対象を「証票その他のもの」と定義しており、従来から存在する商品券やカードといった有体物を前提としている。</li> <li>・一方、IT技術の進展等に伴い、電磁的方法により金額情報を記録し得る媒体は多様になっており、例えばパソコンのハードディスクや小型記録メディア、あるいはインターネットなどのネットワーク上で利用する場合は、事業者のサーバー上の記録によりプリペイド事業を行うことは可能であるが、こうしたスキームは同法の対象にはなっていない。</li> </ul>		
計画等における規制の状況	「該当なし」		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	<ul style="list-style-type: none"> <li>措置済</li> <li>措置予定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>措置するか否かを含めて検討中</li> <li>具体的措置の検討中</li> </ul>	
	(実施(予定)時期： )		
(説明)	<p>「前払式証票の規制等に関する法律」の適用対象を拡大し、同法による規制を課すことについては、その必要性等について慎重な検討が必要である。</p> <p>なお、銀行の子会社が同事業を行うことについては、別途検討が必要である。</p>		
担当局課室名	総務企画局信用課		

分野	その他	意見・要望提出者	都銀懇話会、農林中央金庫
項目	資産の流動化に際しての信託宣言の許容		
意見・要望等の内容	・信託業務の兼営認可を受けた金融機関が、「資産の流動化に関する法律」で規定されている特定目的信託を用いて資産の流動化を行う場合について、信託宣言を許容する扱い		
関係法令	信託法第1条 資産の流動化に関する法律	共管	法務省
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己の財産（貸付金等）について、自ら受託者として信託を設定することを「信託宣言」という。信託法第1条において、信託とは「他人をして」財産の管理・処分を任せる行為であると定義されている。</li> <li>・資産の流動化に関する法律第三編において、信託を利用した流動化の制度について定めている。</li> </ul>		
計画等における規制の状況	「該当なし」		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	<ul style="list-style-type: none"> <li>措置済</li> <li>措置予定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>措置するか否かを含めて検討中</li> <li>具体的措置の検討中</li> </ul>	
	(実施(予定)時期： )		
(説明)	<p>資産の流動化に関する法律における特定目的信託も信託法に基づく信託の一類型である。信託宣言を認めることは、信託法第一条における信託の定義を拡大することとなるが、信託法の他の規定が信託宣言をそもそも予定して規定されているものではないため、信託法全体について詳細かつ慎重な検討が必要。資産の流動化に関する法律により信託法の全面的な特例を設けることは措置困難。</p>		
担当局課室名	総務企画局 企画課、信用課		

分野	その他	意見・要望提出者	全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、金融先物取引業協会	
項目	金融先物取引業について許可更新手続を廃止もしくは簡素化			
意見・要望等の内容	・金融先物取引業に関する許可更新手続の廃止もしくは簡素化			
関係法令	金融先物取引法第 60 条、61 条 金融先物取引法施行規則第 13 条	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・許可有効期限は 5 年。</li> <li>・許可更新手続時には、更新許可申請書に定款、登記簿、役員等身分証明書・履歴書、組織図及び業務経歴書、誓約書等を添付しなくてはならない。</li> </ul>			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<ul style="list-style-type: none"> <li>措置済</li> <li>措置予定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>措置するか否かを含めて検討中</li> <li>具体的措置の検討中</li> </ul>		
(実施(予定)時期：10 年 12 月)				
(説明)				
<p>金融先物取引が少額の証拠金により多額の取引を行うことができる取引であることや、委託者の責めに帰さない業者の不適切な行為により委託者が不測の損害を被ることを防止する観点から、許可制としているもの。</p> <p>業者の状況は時間の経過とともに変容し、基準に適合しなくなる可能性があり、そうした不適格な業者の出現は委託者保護を損なうことに繋がる恐れがあることから、許可の更新時（5 年毎）に再び審査を行い、不適格な業者を排除する必要がある。</p> <p>なお、許可有効期間については、9 年 11 月に 3 年から 5 年に延長（法改正）した。また、制度廃止は委託者保護の観点から措置困難。</p>				
担当局課室名	総務企画局信用課、監督局銀行第一課			

分野	その他	意見・要望提出者	全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、金融先物取引業協会	
項目	金融先物取引業に係る役員等の変更届時の提出書類の簡素化			
意見・要望等の内容	・金融先物取引業に係る役員・重要な使用人の変更届出時の提出書類の簡素化を図る。			
関係法令	金融先物取引法 63 条 金融先物取引法施行規則第 15 条第 3 号	共管	なし	
制度の概要	・役員、又は重要な使用人に変更があった場合、新たに役員又は重要な使用人となったものについては、履歴書、身分証明証等を提出しなければならない。			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="font-size: 2em; margin-bottom: 5px;">[</div> <div style="text-align: center;">措置済</div> <div style="text-align: center;">措置予定</div> </div>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="font-size: 2em; margin-bottom: 5px;">[</div> <div style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</div> <div style="text-align: center;">具体的措置の検討中</div> </div>		
(実施(予定)時期：10 年 12 月)				
<p>(説明)</p> <p>役員及び重要な使用人に係る変更届出の簡素化については、委託者保護の観点から業者不適格者を排除するために必要な仕組みであり、制度の廃止及び添付書類の簡素化は困難。</p> <p>なお、10 年 12 月より住所変更時の届出を不要とする（法第 58 条第 1 項第 3 号を改正）とともに、添付書類のうち住民票の抄本添付を不要とした（施行規則第 11 条第 3 号を削除し、第 15 条第 1 項第 3 号を改正）。また、更なる簡素化は委託者保護の観点から措置困難。</p>				
担当局課室名	総務企画局信用課、監督局銀行第一課			

分野	その他	意見・要望提出者	金融先物取引業協会	
項目	顧客に対する契約締結前の書面の交付について			
意見・要望等の内容	・顧客に対する契約締結前の書面（取引説明書）の交付について、1年ごと再交付の現行規定を改め、交付後1年以内に取引を行った場合には、その時点で再交付されたものとみなし、同時点からさらに1年間は再交付を要しないものとする			
関係法令	金融先物取引法施行規則第19条第6項	共管	なし	
制度の概要	金融先物取引等にはリスクが伴い、相当な損失が発生することを充分認識させた上で契約を締結するか否かを選択させる必要がある。そこで、金融先物取引業者が顧客との間で金融先物取引等の受託等を内容とする契約を締結するに当たり、事前に当該顧客に対し、金融先物取引等の仕組みや、これから締結しようとしている受託契約の概要につき記載した書面等を交付することを義務付けているものである。			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	[ 措置済 措置予定 ]	[ 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ]		
	(実施(予定)時期： )			
(説明)	金融先物取引等契約の締結にあたっては、法の趣旨に鑑み、顧客に十分な説明を行う必要があるものであり、顧客保護の観点から措置困難。			
担当局課室名	監督局銀行第一課、総務企画局信用課			



分野	その他	意見・要望提出者	金融先物取引業協会	
項目	受託取引成立時に交付する書面（取引報告書）の記載事項について			
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受託取引成立時に交付する書面（取引報告書）の記載事項のうち「成立の日時」を「成立の日」に改めること</li> <li>・同様に、法定帳簿の記載事項のうち金融先物取引等元帳の「取引成立日時」を取引成立日」に改めること</li> </ul>			
関係法令	金融先物取引法施行規則別表第3	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融先物取引業者に対し、取引後においても業務の適正な実施を帳簿記録面から確認できるよう、金融先物取引等注文伝票等帳簿書類を作成し保存するよう義務付けているもの。</li> </ul>			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<ul style="list-style-type: none"> <li>措置済</li> <li>措置予定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>措置するか否かを含めて検討中</li> <li>具体的措置の検討中</li> </ul>		
	(実施(予定)時期： )			
(説明)	業務の適正な実施の担保及び顧客保護の観点から措置困難。			
担当局課室名	監督局銀行第一課、総務企画局信用課			

分野	その他	意見・要望提出者	金融先物取引業協会	
項目	許可申請書（又は変更届書）に添付する「役員等の履歴書」の記載事項について			
意見・要望等の内容	・許可申請書（又は変更届書）に添付する「役員等の履歴書」の記載事項のうち、「現住所」の項を削除すること			
関係法令	金融先物取引法施行規則別表様式第2号	共管	なし	
制度の概要	・金融先物取引業の許可等を申請する場合等に必要な添付書類中、金融先物取引法施行規則別表様式第2号において役員等の現住所を記載するよう求めているもの。			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期： )			
(説明)	金融先物取引業の許可等審査上必要であり措置困難。			
担当局課室名	監督局銀行第一課、総務企画局信用課			

分野	その他	意見・要望提出者	経済団体連合会、関西経済連合会	
項目	非接触型ＩＣカードの券面表示方法の弾力化等			
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ＩＣカードに関しては、券面表示の弾力的運用を図り、券面への直接表示に代わる表示方法を認める（携帯電話の液晶画面への表示等）。</li> <li>・乗車券と電子マネーの一体化など、複数のアプリケーションを搭載する場合を想定した制度とする。例えば、乗車券と併用するＩＣカードの発行保証金の供託は、乗車券部分を除外した金額で算出する。</li> </ul>			
関係法令	前払式証票の規制等に関する法律第１２条、第１５条	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ＩＣカードを電子マネーとして使用する場合、前払式証票の規制等に関する法律によって、裏面に発行者の氏名、商号または名称、住所、証票金額、有効期限等を表示する必要があり、その表示方法は券面への直接表示に限られている。</li> <li>・また、同法により、当該基準日未使用残高の２分の１以上に相当する発行保証金を供託しなければならない。</li> </ul>			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<ul style="list-style-type: none"> <li>措置済</li> <li>措置予定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>措置するか否かを含めて検討中</li> <li>具体的措置の検討中</li> </ul>		
	(実施(予定)時期： )			
(説明)	<p>券面表示は利用者保護の観点から必要とされるものであるが、最近におけるプリペイドカード等を取り巻く技術の進展等も勘案しつつ、具体的事案につき制度の適切な運用を図る。また、必要がある場合には施行規則の改正も検討する。</p> <p>なお、ＩＣカードのように１枚の証票に複数のアプリケーションを搭載することが可能な場合においても、プリペイドカード部分については前払いを行った利用者の権利保護を図ることが必要である。</p>			
担当局課室名	総務企画局信用課、監督局銀行第二課金融会社室			

分野	その他	意見・要望提出者	経済団体連合会、米国政府
項目	貸金業規制法第17条・第18条により交付すべき書面の電子的手段による代替		
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「書面の交付」に「インターネットによる電磁的記録（データ）の送信」を含めて考えることができるとすれば、契約に関する事前の説明、顧客による請求通知などを迅速に行うことができ、消費者の利便性に資するだけでなく、関係事業者の事務の効率化を格段に向上させることができる。</li> <li>・貸金業者は、同意した顧客に対しては、書面交付の電子的手段による代替ができるようIT書面一括法を改正する。</li> </ul>		
関係法令	貸金業の規制等に関する法律第17条・第18条	共管	なし
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法第17条では契約締結前後における債務者・保証人に対する貸金業者の書面交付義務を、法第18条第1項では債務弁済時における債務者・保証人に対する貸金業者の書面交付義務を、それぞれ規定している。</li> </ul>		
計画等における規制の状況	規制改革推進3か年計画（改定） 【 9（10）】【 2（3）オ 】 貸金業に係る規制に関する実態調査の実施 貸金業に係る規制については、個人と法人、例えば上場企業を同一に扱う必要性、貸金業者が交付する書面の電子化の実現可能性、流動化の際における通知義務の緩和の可能性、等について、実態調査を行う。		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
	(実施(予定)時期： )		
(説明)			
<p>貸金業の規制等に関する法律においては、業者と債務者・保証人との間のトラブルの社会問題化を受けての制定以来、債務者・保証人の保護の観点に基づき書面交付義務を重視してきたところであるが、いわゆる商工ローン問題の社会問題化を受けた法改正（平成12年6月1日付で施行）においても、書面交付義務を中心に規定が追加されたところである。</p> <p>債務者・保証人保護を図る法の趣旨に鑑みれば、関係事業者の事務の効率化を理由として書面交付義務に係る規定を改正することは適当でない。</p> <p>また、本規定は、いわゆるみなし弁済の要件となっている（第43条）ことにも留意する必要がある。</p> <p>なお、規制緩和推進3か年計画（改定）に基づき、貸金業に係る規制に関する実態調査を平成14年度中に実施する予定である。</p>			
担当局課室名	総務企画局信用課		

分野	その他	意見・要望提出者	経済団体連合会	
項目	SPCの資産流動化業務開始届出時の添付書類の省略			
意見・要望等の内容	・土地建物を特定資産とする場合で、資産流動化計画に請負契約が締結されていない旨と事業計画や収支計算等の記載があり、かつ建物への出資の募集時期が請負契約締結後である場合には、SPCの資産流動化業務開始届出書への請負契約書の添付を省略可能とする。			
関係法令	資産流動化法第3条 資産流動化法施行規則第7条1項2号	共管	なし	
制度の概要	・SPC（特定目的会社）が資産流動化業務を開始する場合、業務開始届出書及び添付書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。開発により特定資産を取得する場合は、添付書類の一つとして当該開発に係る契約書として請負契約書の提出が求められる。			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	[ 措置済 措置予定 ]	[ 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ]		
	(実施(予定)時期： )			
(説明)	<p>特定目的会社の発行する資産対応証券に対する投資は、流動化対象資産の内容がその判断基準となるため、流動化対象資産の内容は特定され、かつ、当該資産が特定目的会社により確保されている必要がある（さもなくば、恣意的な資産内容の変更・詐欺的（原野商法的）証券発行により投資者の利益を害する恐れがある）。これは、複数の資産を流動化する特定目的会社についても同様である。</p> <p>上記の必要から、特定目的会社は業務開始届出の際に届出書に流動化対象資産の譲受けに係る契約書類を添付することとしている。</p> <p>開発により流動化対象資産を取得する場合には、流動化対象資産の譲受けに係る契約書類として開発の請負契約書を業務開始届出書に添付することとしているところであるが、これは投資者保護上必要なルールである。</p>			
担当局課室名	総務企画局 企画課、監督局 銀行第二課金融会社室			

分野	その他	意見・要望提出者	関西経済連合会、社団法人リース事業協会、オリックス	
項目	出資法第1条の撤廃及び第2条の改廃			
意見・要望等の内容	・ 出資法第1条は撤廃し、第2条は預り金の定義を明確にする等の改廃を行うべき。			
関係法令	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律 第1条及び第2条	共管	法務省	
制度の概要	<p>・ 出資法第1条は、何人に対しても不特定かつ多数の者に対し、後日、出資の払戻しとして出資の全額若しくはこれを超える金額に相当する金銭を支払うべき旨を約定して出資金を受け入れることを禁止している。</p> <p>・ 出資法第2条は、他の法律に特別の規定のあるものを除き、何人も業として預り金をすることを禁止している。</p>			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	[ 措置済 措置予定 ]	[ 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ]		
	(実施(予定)時期： )			
(説明)	<p>・ 第1条関係 出資金とは、出資元本が必ずしも保障されないことを本質とするものである。これに対し、あたかも出資金の払戻しが保障されている安全な利殖手段であるかのような誤解を与えて出資を募ることは、当該払戻しが実行不能に陥った場合、安全であると誤信して出資した一般大衆が不測の損害を被ることとなるため、これを禁止することが必要である。</p> <p>・ 第2条関係 預り金とは、主として預け主の便宜のために金銭の価額を保管することを目的とするものである。他の法律に特別の規定のある者については、一般大衆の財産の保護等の観点に基づく所要の行為規制や当局の監督権限が及ぶこととなるが、それ以外の者が預り金を受け入れる場合には、安全な保管方法であると誤信した一般大衆が不測の損害を被る危険性が高く、これを禁止することが必要である。 また、預り金の定義についても、預金の受入れ紛いの脱法行為を厳正に取り締まる必要があることから、現行の規定が必要かつ適切であると考えられる。</p>			
担当局課室名	総務企画局信用課			

分野	その他	意見・要望提出者	関西経済連合会、社団法人リース事業協会、オリックス	
項目	「金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律」の廃止			
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸金業規制法に規定する貸金業者等が、社債の発行等による貸付資金の受入れに際して課せられている登録手続を廃止することを要望する。</li> <li>登録を受けた法人である金融業者に対して義務づけられた「証券取引法に基づく有価証券報告書等に、融資業務の特殊性に対応した貸付け状況等の項目を明確に表示する」ための会計の整理を廃止することを要望する。</li> </ul>			
関係法令	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>「金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律」は、いわゆる「貸金業者」の社債等の発行に際して登録を義務付け、他業種とは異なるディスクロージャーや定期報告を課している。</li> </ul>			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<ul style="list-style-type: none"> <li>措置済</li> <li>措置予定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>措置するか否かを含めて検討中</li> <li>具体的措置の検討中</li> </ul>		
	(実施(予定)時期： )			
(説明)				
<p>改正前出資法においては、金融業者の貸付資金に充てる目的での社債等の発行を禁止していたところ、本法の制定により社債等の購入者の保護を図ることをもって解禁するに至ったものである。すなわち、金融業者の貸付業務については、一般事業法人による業として行うものではない貸付けとは違い、貸付債権の価値は融資先の状況に依存しているため、その劣化状況について外部からは判断しにくい。実態が見えにくい状況下、事業規模が両建てで過大なものとなる危険性がある。</p> <p>といった特性がある。</p> <p>このため、社債の購入者等の保護に資するため、一定の財産的基礎（最低資本金）と人的構成（リスク管理体制）を要件とする登録制度を実施するとともに、証券取引法に基づく有価証券報告書等に業務の特性に対応した貸付状況等の項目を明確に表示するための会計の整理を義務付けることにより、ディスクロージャーの充実を図ること等の措置を講じているものである（注）。</p> <p>以上のように、社債の購入者等の保護に資する観点から、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律を廃止することは困難である。</p>				
<p>（注）財務諸表規則上の別記事業に指定。</p> <p>別記事業とは、個々の事業の特性に対応した財務諸表の開示が求められる事業であり、建設業、銀行・信託業、証券業、保険業等計 19 業種が指定されている。</p>				
担当局課室名	総務企画局信用課			

分野	その他	意見・要望提出者	関西経済連合会、オリックス	
項目	任意に支払った場合のみなし弁済規定の適用要件の緩和			
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法第18条第2項は、銀行振込等の一定の場合については、弁済者から請求があったときに同条第1項に規定する受取証書を交付すれば足りるとしたものであり、現実の支払が銀行振込等によって行われている社会実態に即したものである。</li> <li>・実際の支払いが銀行振込等により行われていること、借主は契約時の書面交付によって実質金利を認識していることから、法第18条第2項にも「みなし弁済」を適用すべきである。</li> </ul>			
関係法令	貸金業の規制等に関する法律第43条	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸金業者が法第17条及び第18条第1項の規定による書面交付義務を履行している場合、利息制限法の定めを超える利息については、債務者が任意に支払った場合には、有効な利息の弁済とみなす規定が存在する（法第43条）</li> </ul>			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<ul style="list-style-type: none"> <li>措置済</li> <li>措置予定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>措置するか否かを含めて検討中</li> <li>具体的措置の検討中</li> </ul>		
	(実施(予定)時期： )			
(説明)	<p>貸金業の規制等に関する法律は、資金需要者等の利益の保護を図ることを目的としており、同法第43条も、貸金業者から資金需要者等への法定書面の交付を適切に行わしめることをもって資金需要者等の保護を図ることを目的としている。従って、法及び当該規定の趣旨に鑑みれば、このような資金需要者等の保護規定を、業者側の事情を理由として要件緩和することは困難である。</p>			
担当局課室名	総務企画局信用課			



分野	その他	意見・要望提出者	オリックス 関西経済団体連合会、社団法人 リース事業協会	
項目	特定目的会社の借入先制限の緩和			
意見・要望等の 内容	・貸金業規制法に基づく貸金業者などを追加し、その担い手を幅広く定義すべきである。			
関係法令	資産の流動化に関する法律第150条の6 資産の流動化に関する法律施行規則第41条	共管	なし	
制度の概要	・SPCの借入先を「銀行」及び「適格機関投資家」のみとしている。			
計画等における 規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定 〔 措置済 措置予定 〕 (実施(予定)時期： )	検討中 〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 〕	措置困難	その他
(説明)  特定社債等と異なり証券取引法等上の投資者保護措置が及ばないものであり借入れ先制限は必要。 特定目的会社による資金の借入れは、特定社債とは異なり証券取引法上の開示義務、SPC法上の特定社債管理会社の設置義務がないなど、投資者として特定目的会社に対する投資に関する相当の専門的知識・能力を有するものを前提としていることから、「有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有するもの」である適格機関投資家に現在借入れ先を限定している。				
担当局課室名	総務企画局 企画課、監督局 銀行第二課金融会社室			

分野	その他	意見・要望提出者	関西経済団体連合会、社団法人リース事業協会、オリックス	
項目	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和			
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「契約成立時交付書面」の撤廃</li> <li>・主務官庁への届出等の規制緩和</li> <li>・書類の閲覧についての制限：開示対象者を既契約者に限定すべき</li> <li>・商品ファンド法における「従たる運用」の制限緩和</li> <li>・商品投資顧問業者以外への投資一任の禁止についての措置を設けるべき</li> </ul>			
関係法令	商品投資に係る事業の規制に関する法律第17条、同法第5条第2項及び商品投資販売業者の許可及び監督に関する省令第4条第3項、同法第10条、同法第20条、同法第2条第2項、同法第21条	共管	経済産業省 農林水産省	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法17条により商品投資契約等の成立時に書面交付することが義務付けられている。</li> <li>・商品投資販売業者の許可申請にあたり、添付書類として役員及び重要な使用人の住民票の抄本を提出することになっている。また、変更の届出は2週間以内に行うよう義務付けられている。</li> <li>・商品ファンドには公募・私募の区別がなく、法20条の「書類の閲覧」において、顧客の求めに応じ、全てのファンドの報告書や決算書類の開示を義務付けられている。</li> <li>・商品ファンドは、主として「商品」投資するものとされており、「主として」は50%超であるもとして運用されている。また、50%超を「商品」に投資し、残りを不動産に投資するファンドは、商品投資ファンド法の規制を受けるとともに、不動産特定協同事業法の規制も受けるとされている。</li> <li>・商品投資販売業者が出資された財産を特定商品投資により運用する場合の商品投資契約は、商品投資顧問業者または商品ファンド法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種の許可等を受けている者に対する投資判断を一任する契約で無ければならず、同種の許可制度等が存在しない国のトレーダーに委託することができない。</li> </ul>			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<ul style="list-style-type: none"> <li>措置済</li> <li>措置予定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>措置するか否かを含めて検討中</li> <li>具体的措置の検討中</li> </ul>		
	(実施(予定)時期： )			
(説明)	各論点につき、現在関係省庁と対応方針を検討中			
担当局課室名	総務企画局信用課、監督局銀行第二課金融会社室			

分野	その他	意見・要望提出者	関西経済団体連合会、社団法人リース事業協会、オリックス	
項目	他の貸金業者の利用者を対象とした広告の規制			
意見・要望等の内容	・貸金業者が他の貸金業者の利用者を対象として勧誘する旨の表示をした広告をできるようにすることを要望する。			
関係法令	貸金業の規制に関する法律施行規則第12条第4項第2号ロ	共管	なし	
制度の概要	・貸金業者は、貸付の条件を広告するときは、他の貸金業者の利用者として勧誘する旨の表示をした広告をしてはならない。			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	[ 措置済 措置予定 ]	[ 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ]		
	(実施(予定)時期： )			
(説明)				
<p>貸金業者が貸付の条件を広告する際に、他の貸金業者の利用者を対象として勧誘する旨の表示を禁じているのは、このような表示が資金需要者の利益の保護を害するおそれがあるためであり、現下において本規定を見直すことは困難である。</p>				
担当局課室名	総務企画局信用課			

分野	その他	意見・要望提出者	リース事業協会、オリックス
項目	不動産特定共同事業契約締結に係る説明義務の撤廃		
意見・要望等の内容	「金融商品の販売等に関する法律」に列挙される金融商品においては、読んで聞かせる説明義務を課しておらず、不動産特定共同事業法の説明義務の過度な規制を緩和すべきである。		
関係法令	不動産特定共同事業法第24条第1項	共管	国土交通省
制度の概要	・不動産特定共同事業法に基づき、顧客（投資家）との間で不動産特定共同事業契約を締結使用とする場合においては、「主務省令で定める契約成立前書面を交付し、説明しなければならない」ことになっている。		
計画等における規制の状況	<p>規制改革推進3ヶ年計画（改定） 【 10(3)ア 】</p> <p>電子機器を活用してより低廉な費用で不動産特定共同事業が活用されるよう書面交付手続等における電子機器の活用形態の明確化について、消費者トラブルの未然防止を図りつつ、検討を行い、どのような電子機器の活用形態が、現行制度の「書面を交付して説明」（法第24条第1項）、「書面に記名捺印」（法第24条第2項）に該当するののかについて、他法令との整合性を図りつつ明確にする。その上で、必要があれば、制度改正を検討する。</p>		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	
	(実施(予定)時期： )		
(説明)	<p>不動産特定共同事業商品の契約の申込者が、契約の内容等について十分知らないままにその締結を行うと、後々のトラブルの原因となる可能性があることから、適切に情報が開示されることが不可欠であるため、法第24条第1項において契約成立前書面を交付し、説明しなければならないこととされており、そのような制度趣旨を損なうことのない対応が可能かにつき検討を行う。</p>		
担当局課室名	総務企画局信用課		

分野	その他	意見・要望提出者	社団法人リース事業協会、関西経済団体連合会、オリックス	
項目	法人向けに貸付けに係る貸金業規制の撤廃（リース会社が兼業する貸金業に係る規制撤廃等）			
意見・要望等の内容	<p>・貸金業規制法は俗に「サラ金規制法」と呼ばれ、その規制内容も個人債務者を保護するための法制である。しかし同法は法人に対する貸付にも適用されており、法人に対する貸付を行う事業者にとって不要、過剰規制となっている。法人事業者に対する貸付については、貸金業規制法の適用除外とすることを要望する。なお、「商工ローン」の事件は取立行為に問題があるのであり、貸金業規制法ですべてを規制するのではなく、取立行為に関する法律を別途手当てして対応すべきである。</p>			
関係法令	貸金業の規制等に関する法律第2条	共管	なし	
制度の概要	<p>・貸金業者とは、金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介等で業として行うものをいい、現在、登録制となっている。この登録を受けている者に対して、過剰貸付の禁止、誇大広告の禁止、契約内容を明らかにする書面の交付義務、受領証書の交付義務、帳簿の備付け義務、取立て行為の規制等が課せられている。</p>			
計画等における規制の状況	<p>規制改革推進3か年計画（改定） 【 9（10）】【 2（3）オ 】 貸金業に係る規制に関する実態調査の実施 貸金業に係る規制については、個人と法人、例えば上場企業を同一に扱う必要性、貸金業者が交付する書面の電子化の実現可能性、流動化の際における通知義務の緩和の可能性、等について、実態調査を行う。</p>			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>		
	(実施(予定)時期： )			
(説明)	<p>貸金業規制法は、個人債務者のみを保護するための法律ではなく、資金需要者等すべてを保護するための法律である。また、先般のいわゆる「商工ローン問題」にも象徴されるように法人事業者に対する貸付けについても、取立てをめぐるとらブルのほか、貸付け契約についても説明不十分等の問題が生じているところであり、事業者向け金融について規制が不要であるという状況ではないと考える。</p> <p>従って、事業者向け貸付けについて貸金業規制法の適用除外とすることは困難である。</p> <p>なお、規制緩和推進3か年計画（改定）に基づき、貸金業に係る規制に関する実態調査を平成14年度中に実施する予定である。</p>			
担当局課室名	総務企画局信用課			

分野	その他	意見・要望提出者	米国政府
項目	金融機関の記録保管及び報告の交付、申請、通知についても電子的手段を認める		
意見・要望等の内容	・金融機関が記録保管を電子的手段で行うことを許可し、可能であれば、報告の交付、申請、通知についても電子的手段で行うことを認める。		
関係法令	所管行政手続を含む関係法令の全て	共管	所管する法令を共管する省庁の全て（経済産業省、法務省等）
制度の概要	・金融機関の記録保管及び行政機関への申請等の行政手続については、法令等で電子化を認めているものを除き、原則、書面によることを義務づけている。		
計画等における規制の状況	「該当なし」		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中	
	措置予定	具体的措置の検討中	
	(実施(予定)時期：平成 15 年度までのできる限り早期 )		
(説明)			
<p>「e-Japan 重点計画」では、行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進の一環として、「国民等と行政との間の実質的にすべての申請・届出等手続を、2003 年度までのできる限り早期にインターネット等で行えるようにする」とされている。</p> <p>上記方針にしたがって、書面による行政手続に加え、原則としてすべてオンラインによる手続を可能とするための所要の法整備作業が総務省を中心として進められているところであり、今通常国会において、行政手続に係る新法を含む関係法律が提出される予定である。</p> <p>(注) 行政手続に係る書面の電子化は今回の法整備で手当てすることとなるが、各業者の記録保管及び民間の書面手続については各業法等で既に手当てされているところ。</p>			
担当局課室名	総務企画局 企画課		

分野	その他	意見・要望提出者	前払式証票発行協会
項目	発行保証金として供託した有価証券の差し替え要件の緩和		
意見・要望等の内容	・有価証券を供託している場合に、償還期限の前においても供託物の差替えができるように差替え要件の緩和を図る。		
関係法令	前払式証票の規制等に関する法律第13条第8項、前払式証票発行保証金規則第4条	共管	法務省
制度の概要	・前払式証票の発行保証金として有価証券を供託した者は、当該有価証券についてその償還期が到来した場合において、あらかじめ、当該有価証券に代わる発行保証金の供託をしたときは、金融庁長官（財務局長）の承認を受けた上で、当該有価証券の取戻ができる。		
計画等における規制の状況	規制緩和推進3か年計画（改定） 【 2(3)オ 】 発行保証金として供託した有価証券の差し替え要件の緩和 償還期限前の供託有価証券に係る発行保証金の差し替えについて、前払式証票の購入者保護上あるいは承認手続等法令の執行上問題が生じないか等を勘案しつつ検討を行い、結論を得、所要の措置を講ずる。		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	〔 措置済 措置予定 〕	〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 〕	
	（実施(予定)時期：平成14年度中措置予定）		
(説明)	供託されている償還期到来前の有価証券の差し替えについては、前払式証票保有者の保護上及び行政における承認手続の執行上、特に問題がないとの結論に至ったため、前払式証票発行保証金規則を改正することとする。		
担当局課室名	監督局銀行第二課金融会社室、総務企画局信用課		

分野	その他	意見・要望提出者	前払式証票発行協会	
項目	前払式証票発行者の登録申請書等の記載事項および添付書類の整理と簡素化			
意見・要望等の内容	・前払式証票発行者に係る届出、登録申請書類の記載事項等の簡素化及び添付書類等の簡素化を図る。			
関係法令	前払式証票の規制等に関する法律第4条、第7条及び第11条、前払式証票の規制等に関する法律施行規則第7条、第9条、第11条、第14条	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自家型発行者は、基準日（毎年3月末又は9月末）における未使用残高が700万円を超えることとなったときは、商号及び住所等所要の事項を届出書に記載し、登記簿謄本等所要の書類を添付して、管轄財務局に提出しなければならない。また、届出事項に一定の変更があったときも、同様とされている。</li> <li>・第三者型発行者として登録を受けようとする者は、商号及び住所等所要の事項を登録申請書に記載し、登録簿謄本等所要の書類を添付して、管轄財務局に提出しなければならない。また、登録事項に一定の変更があったときも、同様とされている。</li> </ul>			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期： )			
(説明)	<p>届出及び登録申請書の記載事項は、発行者の状況把握や購入者等へのディスクロージャーの観点から必要最小限の事項となっており、また、添付書類は、届出及び登録申請書の内容確認や業務不適格者の排除のために必要であることから、措置困難。</p>			
担当局課室名	監督局銀行第二課金融会社室			